

(様式第 1 号 別紙 1)

宮城県移住支援事業に係る移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮城県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び仙台市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領第 5 の 1 (2) 及び宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第 11 条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽その他不正の手段により移住支援金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に宮城県外に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に宮城県外に転出した場合：半額
- 3 移住支援金の申請日から 5 年以内に仙台市以外の市町村に転出する場合には、移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領及び宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第 14 条に基づき仙台市に住所変更の届出を提出します。この住所変更の届出は、移住支援金の申請日から 5 年以内に他の市町村に移動する都度、仙台市に提出します。